

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会規約第14条第2項の規定に基づき、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) その他の職員 若干名

2 前項に定める者のほか、事務局に事務局次長及び参与を置くことができる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(参与の職務)

第5条 参与は、協議会の事務に関し必要な助言及び指導を行う。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること
- (2) 協議会に提案する議案の決定に関すること
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること
- (4) 事務局長が特に重要と認める事項に関すること

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りでない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
- (4) 軽易な通知、照会、回答及び各種調査の実施に関すること
- (5) その他軽易な事項に関すること

(代決)

第 8 条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第 9 条 協議会における文書の收受、配布、処理、保存その他の文書の取扱いに関し必要な事項は、協議会の事務所の所在する市町の規定を準用する。

(公印の取扱い)

第 10 条 協議会の公印の名称、ひな型、書体、寸法、個数、用途及び監守者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の監守取扱い等については、協議会の事務所の所在する市町の規定を準用する。

(職員の服務)

第 11 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、協議会事務所の所在する市町の例による。

(職員の給与及び諸手当等)

第 12 条 職員の給与及び諸手当については、それぞれの所属する市町の例によりそれぞれの市町において支出する。但し、職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当については、協議会において支出する。

(旅費)

第 13 条 職員の旅費については、協議会事務所の所在する市町の例により協議会が支給する。

(補足)

第 14 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附則

この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会設置の日（平成20年7月4日）から施行する。

別表第1（第10条関係）

名称	ひな形	寸法 (mm)	書体	監守者	用途	個数
佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の印		方24	れい書	佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会事務局長	佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の一般文書用	1
佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会会長の印		方24	れい書	佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会事務局長	佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の一般文書用	1
佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会幹事長の印		方23	れい書	佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会事務局長	佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の一般文書用	1
佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会事務局長の印		方20	れい書	佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会事務局長	佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の一般文書用	1